

# 令和8年 第3回（6月）吉川市議会定例会

## 一般質問通告書

6月12日（金）			
質 問 者			
通告第 1号	1番	菊名 克典	
通告第 2号	14番	野村 拓郎	
通告第 3号	18番	降旗 聡	
通告第 4号	15番	大泉 日出男	
通告第 5号	20番	松崎 誠	
通告第 6号	4番	林 美希	
通告第 7号	6番	遠藤 義法	

6月15日（月）			
質 問 者			
通告第 8号	8番	雪田 きよみ	
通告第 9号	5番	五十嵐惠千子	
通告第10号	10番	加藤 克明	
通告第11号	7番	飯島 正義	
通告第12号	19番	吉川 敏幸	

6月16日（火）			
質 問 者			
通告第13号	16番	岩崎 小百合	
通告第14号	17番	岩田 京子	
通告第15号	13番	宮窪 雅一	

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第1号 1番 菊名 克典	選挙について	<p>             来年は市長選挙、県議会選挙、県知事選挙が予定されております。それぞれの前回の投票率は、市長選挙は40.80%、期日前投票のみでは13.63%、18歳と19歳だけの投票率は28.92%でした。県議会選挙は29.76%、期日前投票のみでは10.53%、18歳と19歳だけの投票率は16.80%でした。県知事選挙は24.23%、期日前投票のみでは9.81%、18歳と19歳だけの投票率は14.12%でした。           </p> <p>             本市では期日前投票所が3か所（市役所・吉川駅前・イオンタウン吉川美南）が設けられおり、今年2月の衆議院選挙においては期日前投票のみで28.45%と多くなっています。           </p> <p>             また、18歳以上に選挙権の年齢が引き下げられた2015年から10年が経ち、若い世代が早く選挙権を持つことで政治への興味を持ち、社会の担い手であるという意識を高めてほしいと願っているところですが、18歳と19歳だけの投票率は、全体の投票率に及ばない状況です。           </p> <p>             以上をふまえ、質問をさせていただきます。           </p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 吉川美南高校へ通学している市内在住の投票権のある生徒は何人いますか。</li> <li>2. 高校への期日前投票所の設置についてです。高校生をはじめとする若者の投票率の向上と主権者教育の一環として全国各地で取り組まれています。吉川美南高校を期日前投票所として検討したことはありますか。</li> <li>3. 高校生が投票所の事務従事者をしたことはありますか。</li> <li>4. 投票所の事務従事者の募集については、問題なく集められていますか。</li> </ol>	市長 担当部長
通告第2号 14番 野村 拓郎	市役所窓口広告について	<p>             今の時代は増税や経費削減での財源確保のみで市政を行うことが厳しくなりつつある時代になっていると感じています。現在、吉川市では「広報よしかわ」および「吉川市ホームページ」で広告の掲載を募集していますが、さらに自主財源を確保していくために市役所窓口広告導入を検討して頂きたいと考えております。近年、多くの自治体では庁舎内のデジタルサイネージや窓口番号案内モニター、広告付き案内板などを活用し、民間広告を導入する取り組みが進められております。こうした事業は、自治体の自主財源確保につながるだけでなく、市民への情報提供機能向上や、庁舎環境の改善にも寄与していると認識しております。そこで質問をさせていただきます。           </p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市において、市役所庁舎内での窓口広告やデジタルサイネージ広告などの導入についての考えを伺います。</li> <li>(2) 他自治体における広告事業の導入事例や財政効果について、どのように認識しているのか伺います。</li> </ol>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第2号 14番 野村 拓郎	(続) 市役所窓口広告について	(3) 本市として、今後窓口広告や案内モニター広告などを活用した自主財源確保策をさらに推進する考えはあるのか伺います。 (4) 導入にあたっては、行政の公平性・中立性を保つための掲載基準整備が重要であると考えているが、市の見解を伺います。	市長 担当部長
通告第3号 18番 降旗 聡	1. 生活道路の環境整備について	<p>生活道路の環境整備については、これまで幾度となく取り上げさせていただきました。昨年、会派「平和市民クラブ」として令和8年度の予算編成における要望書を提出させていただき回答もいただいたところであります。</p> <p>要望書の「まちづくり」の項目では道路や歩道の整備など8項目について要望させていただきました。</p> <p>今回は、その中の3点目の要望でもある、「生活道路に関わる後退道路の整備を、さらに努めること。」の要望に対し、「後退部分の整備につきましては、沿線の土地利用や交通状況などを踏まえ、整備を実施してまいります。」との回答をいただきました。</p> <p>そこで、これまで一般質問等で取り上げてきた内容にも触れながら、以下について質問をいたします。</p> <p>(1) 令和5年12月議会の一般質問の「道路後退用地における整備の現状と課題」との質問に対し、「毎年30件程度の寄付採納をいただいております、(中略)課題としては、令和4年度の整備実績が8か所、約300㎡であった(中略)寄付採納の件数に対して舗装整備が追いついていない状況にある」との答弁でした。令和5年から直近までの年度ごとの寄付採納件数、面積、整備実績と未整備面積、現状の課題について伺います。</p> <p>(2) 保中橋東側の道路整備について、現状、市のパイロンも設置してあり、地域住民や道路を利用される方々から多くの意見が寄せられています。地域住民間のトラブルになりかけている現状は把握されていますか。今後の対応についても伺います。</p>	市長 担当部長
	2. 交通安全対策等について	<p>本年4月1日から自転車利用者に対する「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が導入されました。また、本年9月1日より生活道路における自動車の法定速度が60キロから30キロへと引き下げられます。</p> <p>市内では、吉川警察署の警察官が自転車利用者に対して、交通ルールの周知・指導を行っています。先日、指導されている警察官と話をしたところ、法施行に対して環境整備の課題もあることがわかりました。そこで、自転車利用者の意識向上や公共施設等における環境整備について市の考えを伺います。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第3号 18番 降旗 聡	(続) 2. 交通安全対策等について	(1) 学校現場における自転車交通ルールの周知・啓発の現状について。 (2) 高齢者に対する自転車交通ルールの周知・啓発の現状について。 (3) 歩車道の区別(区分)がわかりにくいといった意見をいただいています。「自転車通行可」をわかりやすくするための取り組みと課題について。 (4) 公共施設や駅周辺の駐輪場の環境整備について。(自転車交通ルール啓発看板の設置、雨具をかけられるフックの設置など)	市長 担当部長
通告第4号 15番 大泉日出男	1. ネーミングライツについて	<p>昨今の中東情勢に関連する物価高による影響で、民間企業や一般家庭においては、工夫に工夫を重ねながら難局打開に日々挑んでいる状況だと察します。同時に、行政も今まで以上に、様々な角度から知恵とアイデアを出していく必要があると考えます。</p> <p>第三期(令和7年度から令和8年度)よしかわ行財政改革推進プランの中で、大きな柱4点のうち、4点目の健全な財政運営として、広告事業の推進・ネーミングライツの導入が明記されております。令和5年3月議会の一般質問でも取り上げましたところ、その際ネーミングライツ(命名権)導入については調査研究をしていきたい主旨のご答弁でありました。そこでお伺いいたします。</p> <p>(1) よしかわ行財政改革推進プランの計画時期について、第三期を令和7年度から8年度までとしております中、「他自治体の事例集、ネーミングライツの規程類整備制度、導入にあたり庁内ガイドラインの検討を行った」とあります。ガイドラインの具体的な中身についてどのような内容なのかお伺いいたします。また、「機会を捉え民間企業等から意見聴取を行い、ネーミングライツの導入可能性について検討する」とありますが、現在までの進捗と課題も併せて伺います。</p> <p>(2) 埼玉県営公園のネーミングライツパートナーに選定された「アズコム桃太郎便吉川公園」は、本年1月1日からスタートし、地域に根差してこられた企業が皆さまに支えられてきた背景もあり、感謝と恩返しを形にしたと伺っております。現在も(5/29)、県管理調節池ネーミングライツパートナーを募集しており、当市で該当する箇所2ヶ所、大場川吉川中央調節池、第二大場川吉川美南調節池だと承知しております。永年地域に貢献してきた地元へのアピールの一環にもなることから、市としてもご案内や周知方法の工夫など後押しをしてみてもどうかご所見を伺います。</p> <p>(3) 吉川美南駅前公園は、人が往来する玄関口として大きな空間であると考えます。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第4号 15番 大泉日出男	(続) 1. ネーミングライツについて 2. 健康づくりを支援する「路面標示」の設置について	<p>官民連携を意識しつつ共に繁栄協力しあう理念で、簡易野外イベント会場、市民の憩いができるサービス、簡易な運動場所として民間企業へネーミングライツの参入を促してはどうかご所見を伺います。</p> <p>2011年に健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区地域活性化方針がだされました。内容は、自律的に「歩く」を基本とする「健幸」なまちを構築することにより、健康づくりの無関心層を含む住民の行動変容を促し、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会を創り、高齢化・人口減少社会の進展による地域活力の沈下を防ぎ、もって、地域活性化に貢献することを目標とする、としています。</p> <p>その後2019年には、国土交通省から「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成をめざし、国内外の先進事例などの情報共有や、政策づくりにむけた国と地方とのプラットフォームに参加し、共に推進する「ウォークブル推進都市」の募集をした経緯があります。</p> <p>この事業の流れで、埼玉県では「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の一環で「歩いて楽しいまちづくりヒント」として紹介がありました。そこでお伺いいたします。</p> <p>(1) 当市では「歩いて楽しいまちづくりヒント」として「ウォークブルシティ(歩きたくなる)」の考え方について、どのような受けとめをしているのか見解を伺います。</p> <p>(2) 吉川市版スーパー・シティプロジェクトには「歩く」という概念の記載がされておりました。土地柄や様々な諸条件があるのかと察しますが、広大な自然が存在している絶好な環境を有している当市の特徴を生かし計画の中に入れてはどうか伺います。</p> <p>(3) 地域活性化総合特区である岐阜市では、誰もが体も健康で幸せになれるような都市「スマートウェルネス岐阜」を目指し、「歩く」をキーワードにしたまちづくりを進めています。まちづくりの中で思わず歩きたくなる道、知らず知らずのうちに歩いてしまう道、楽しく歩ける環境整備として、目的地までの距離や消費カロリーなどを示した路面標示を行っています。当市でも検討してはどうかご所見を伺います。</p>	市長 担当部長  市長 担当部長
通告第5号 20番 松崎 誠	安全安心のまちづくりについて	野田橋周辺の渋滞緩和と堤防強化に伴う道路整備について 江戸川堤防強化対策事業がスタートしてから約20数年が経過したが、野田橋付近の朝夕の交通渋滞は依然として緩和されず、現在に至っています。	担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第5号 20番 松崎 誠	(続) 安全安心のまちづくりについて	<p>現在、野田橋手前の松伏地区では、江戸川堤防の強化に伴い、堤防天端を利用した付け替え道路工事が進められているものの、完成までにはまだ時間を要する状況であります。</p> <p>一方で、県道越谷野田線の渋滞は改善が見られず、地域住民からの苦情や不安の声も聞き及んでいます。こうした中、都市計画道路浦和野田線のうち、東埼玉道路（松伏町田島）から吉川市までの田島工区間が、令和6年度に新規事業として採択され、整備が進められようとしています。ついては、本区間の事業内容と進捗、野田橋周辺の渋滞緩和への位置づけ、千葉県との調整も含めた本市としての関わりや今後の方針について伺います。</p> <p>(1) 田島工区から吉川市までの進捗と本市の関わりについて 埼玉県が事業を進めている浦和野田線田島工区間について、本市として把握している事業内容および現時点での進捗状況はどうか。用地測量・用地取得、設計・工事の見通しなど分かる範囲で伺います。</p> <p>(2) 田島工区の整備により、本市内の交通状況や生活環境にどのような変化が生じると想定していますか。特に、東埼玉道路との接続による交通流の変化、生活道路や通学路の安全確保の課題と対応の考え方を伺います。</p> <p>(3) 田島工区間および野田橋までの一体的整備へのステップとして、本市はどのように位置づけていますか。埼玉県に対し、整備区間の延伸やスケジュール感について、これまでどのような要望や協議を行ってきたのか、その経過と野田橋を含む整備は今後どうなるのかを伺います。</p>	担当部長
通告第6号 4番 林 美希	1. 行政サービスにおける物 損事故対応及び安全安心 確保のための制度整備に ついて	<p>吉川市が提供する行政サービス全般において、利用者間又は利用者と行政サービス従事者との間で、様々な事故・損害等が発生し得るものと認識している。</p> <p>(1) 市立小中学校について</p> <p>①児童生徒間及び児童生徒と教職員等との間で発生する私物の物損事故（特に、めがねや障害補装具等、日常生活を送る上で必要性の高いもの）について、市教委として「実態調査」の必要があれば「対応ガイドライン整備」「保険拡充」等の研究検討を行っていただきたいが、見解は。</p> <p>②部活動地域移行に伴い、地域クラブ活動において事故が発生した際「・責任の所在 ・対人対物補償 ・指導者責任」について、現時点でどのように整理されているか。</p> <p>(2) こども対象の行政サービスについて            ・利用参加が実質的に必須または高度に公共性を有するもの ・行政又は行政</p>	市長 教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第6号 4番 林 美希	(続) 1. 行政サービスにおける物 損事故対応及び安全安心 確保のための制度整備に ついて 2. 生成 AI 時代におけるマ ネジメントについて	委託事業者が管理し、利用者の利用が継続的なもの ・利用者が未成年である もの ・利用時において利用者の保護者が不在であるもの 上記特性をもつ事業において、利用者間や行政サービス従事者との間で発生する 私物の物損事故について「実態調査」の必要があれば「対応ガイドライン整備」「保 険拡充」等の研究検討を行っていただきたいが、見解は。 (1) 吉川市長に伺う。 ①市長ご自身は、生成 AI をどのように活用・検証しているか。 ②行政の長として、生成 AI 時代と人の在り方をどう捉えているか。 (2) 吉川市教育長に伺う。 ①教育長ご自身は、生成 AI をどのように活用・検証しているか。 ②教育行政の長として、生成 AI 時代に必要な教育観をどう捉えているか。	市長 教育長 担当部長 市長 教育長
通告第7号 6番 遠藤 義法	1. 市長の議会に対する姿勢 について	3月議会で私の代表質問終了後、データセンターについて問題点など問われ、課 題など話した後市長は27日の副市長の人事案件に言及し、「副市長の議案に反対 したら、今後副市長と話をさせない」と述べました。その場には副市長、政策室長、 部長の方々もおりました。 代表質問後副市長に議員控室に来ていただいて市長の認識などを伺いました。 副市長は、「代表質問終了後、市長から『共産党が人事案件に反対したら、副市長 として要望書を受け取ることはダメだ』、などの話があった。市長には持ち帰り報 告をする」との話をして退室しました。 後日、小野議長に市長の言動に対する議会としての対応を相談させていただきました。 市長の発言は議員の賛否に係わるもので議会としても認められず、市長に 文書、口頭での注意を求めました。議長は「まず副市長に話を伺ってから対応を考 えたい」と述べました。これが私が後日記した経過です。 伺います。 (1) 市長、副市長に伺います。これまで述べてきました経過について事実確認で よろしいですか。違う点があれば指摘していただきたい。 (2) 議案に対する議員の賛否に市長が介入することはあってはならないと考え ますが、見解をお聞きします。 (3) 議会の各党派、議員への市長をはじめ執行部の対応は、議案に賛成、反対に 係わらず平等に行うべきと考えますが市長の見解を求めます。要望書提出に あたっての対応は、これまで同様と認識してよいか伺います。	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第7号 6番 遠藤 義法	2. 市民の健康づくりの自助意識向上策のために	<p>昨年の9月議会に健康づくりについて質問させていただき、担当部長からは、「何らかの手段により、すぐに大きな成果を上げることは難しいと考えますが、引き続き多様な手法による着実な取組を継続してまいります。」と答弁をいただきました。</p> <p>長年看護師として仕事をされてきた方が開いた健康講座、ワークショップに参加させていただいてきました。この講座のキャッチコピーは「知っていることは安心です」で、3つの意図を示しています。①知っていることで、生活習慣病の予防となります。②知っていることで、もし病気になったら医師の説明が理解できます。③知っていることで、もし病気になって医師の説明が理解できれば、自分のこととして質問ができて、闘病意欲となります。</p> <p>健康増進課の特定健診受診者への保健指導は県内でもトップクラスです。ただ特定健診の受診率、がん検診受診率は低い状況です。</p> <p>市民（団体）と健康にかかわる行政担当とがプロジェクトチームをつくり、協力して自助努力の意識を向上させ、行動に繋げていく取り組みも一つの方策かと考えますが、市の見解と今後の推進策をお聞きます。</p>	市長 担当部長
通告第8号 8番 雪田きよみ	1. 子宮頸がん予防ワクチンの接種状況及び情報提供について	<p>子宮頸がん予防ワクチンは、12歳～16歳の女性を対象に2010年から接種がスタートしました。2013年には一旦定期接種化されましたが、重篤な副反応により接種勧奨は2か月でストップ、2022年4月から積極的接種勧奨が再開されました。再開に際して、定期接種を受けられなかった17～26歳をキャッチアップ接種の対象としました。</p> <p>(1) 2010年～13年の接種者数、2022年以降の接種者数、キャッチアップ接種者数をお聞かせください。</p> <p>(2) 男性の接種状況がわかればお聞かせください。</p> <p>(3) 副反応の発生数、そのうち重篤な副反応の発生数をお聞かせください。</p> <p>(4) 子宮頸がん検診の受診状況をお聞かせください。そのうち20代～30代の対象者数と受診者数をお聞かせください。</p> <p>(5) 子宮頸がん予防ワクチン接種の効果とリスクについてどのように周知しているか、またその具体的な内容をお聞かせください。</p> <p>(6) 2013年までの接種と22年以降の接種について、何がどう変わったのか、市の見解をお聞かせください。</p>	市長 担当部長
	2. 旭小学校・三輪野江小学校の今後について	旭小学校と関小学校の統合に向けて、今年度は学区審議会が予算化されました。令和10年度の合併に向け、今年度3回の学区審議会で徒歩通学・スクールバスそ	市長 教育長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第8号 8番 雪田きよみ	(続) 2. 旭小学校・三輪野江小学校の今後について	それぞれの圏域を決定するとのこと説明でした。 (1) 市長部局と教育委員会それぞれの、これまでの検討経過をお聞かせください。 (2) 2校が廃校になった場合、市の財政にはどのような影響があるのかお聞かせください。 (3) 全国的に学校の統廃合が進んでおり、この20年で7,634校、年平均380校が廃校になっています。多くの自治体で対象地域の住民のみなさんとの合意形成が一番難しく、合意形成に5～8年を要しています。合意形成について、市の認識をお聞かせください。 (4) 旭小と関小の合併に向けて、今後のスケジュールをお聞かせください。 (5) 合併が実現した場合の跡地利用について、市の見解をお聞かせください。	担当部長
	3. ウェットランド及びみわのえこどもの杜の管理について	〈ウェットランドについて〉 (1) 周辺住民のみなさまから、ウェットランドのり面の草刈りの要望が出されていると聞いています。住民の方々の健康問題にも繋がっています。市の認識及び県との話し合い状況についてお聞かせください。 (2) ウェットランドは「様々な生物の聖域(サンクチュアリ)」とすることを目的に創出された調整池です。入口の看板には、「子どもたちが身近な自然に触れ合える、野外学習や観察の場としての機能を持たせる」とも書かれています。この目的に向けて、具体的にどのような管理が行われているのか、お聞かせください。 〈みわのえこどもの杜について〉 (1) 「自然を身近に感じる地域の憩いの場」「自然と触れ合える環境教育の場」「自然を活かした子ども向けの公園」の3つがコンセプトとのことですが、実際には近隣に住む年配の方々も多く足を運ばれるのではないかと考えます。年配者の方々に対し、配慮された点があればお聞かせください。 (2) 公園に行く「足の確保」について、市の見解をお聞かせください。 (3) 樹木及び雑草の管理について、市の考え方をお聞かせください。	市長 担当部長
	4. 自衛隊の行進訓練について	2月27日、「被災地への災害派遣を命じられた自衛隊が、道路網の断絶により車両の通行が困難な状況下にあっても、徒歩により被災地に来援できるようにすることを目的」として、自衛隊の行進訓練が吉川市において実施されました。 (1) 訓練の打診から当日の実施に至るまで、自衛隊とどのような話し合いをしてきたのかをお聞かせください。また同じく行進訓練のルートとなった越谷市・	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第8号 8番 雪田きよみ	(続) 4. 自衛隊の行進訓練について	松伏町とどのような話し合いをしたのか、お聞かせください。 (2) 具体的にどのような事態を想定した訓練だったのでしょうか。 (3) 沿道の自治体へのチラシやポスターの配布、ホームページでの「お時間がございましたら、沿道にてお声掛けをお願いします」との呼びかけについて、庁内でどのような検討が行われ、実施されたのかをお聞かせください。 (4) 沿道の保育所の園児たちとの交流はどのような経過で実施されたのか、お聞かせください。	市長 担当部長
通告第9号 5番 五十嵐恵千子	1. 防犯体制のさらなる充実を	令和7年版犯罪白書には「刑法犯の認知件数は、令和4年から3年連続で増加し、6年は、元年の98.5%の水準に達し、少年による刑法犯の検挙人員は、元年よりも13.8%増加した。特別法犯を含む個別の犯罪を見ても、児童虐待に係る事件、ストーカー規制法違反、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反等の検挙件数が増加傾向にある。犯罪被害動向の側面から見ても、人が被害者となった刑法犯の認知件数は、令和4年以降増加し、情勢は引き続き予断を許さない状況にある」とあります。犯罪増加の背景には、主に「コミュニティの希薄化や経済的な困窮、生活環境の悪化、インターネット・SNSの普及に伴う新たな犯罪手口」といった複合的な要因が深く関係していると言われていますが、不安を感じている複数の市民から、市内の犯罪発生状況や被害を未然に防ぐための取り組みについてお問い合わせをいただいています。 (1) 市内における犯罪を取り巻く現状と、特にリフォーム詐欺・電話詐欺・フィッシング詐欺の被害発生件数、被害額について伺います。 (2) 匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)犯罪は、SNS等を通じて離散的に結集し、特殊詐欺や強盗、場合によっては凶悪犯に及ぶ重大事件が国内で相次ぎ発生しています。トクリュウ犯罪を防止する本市の取り組みについて伺います。また、特殊詐欺が急増する中、警視庁は都内の小学校にて防犯教室を開き、トクリュウへの注意を呼びかけたとの報道がありました。市内小中学校での防犯教育の取り組みについても併せて伺います。 (3) 増加傾向にある犯罪被害から身を守る上で必要な知識の普及や啓発、相談窓口の周知は重要と考えますが、本市の取り組み状況や課題について伺います。	市長 担当部長
	2. 自転車の交通安全対策促進を	16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則通告(青切符)制度が4月に導入されてから1カ月で、全国2,147件の青切符が交付されたことが警察庁のまとめでわかりました。青切符が適用される113種類の違反中、標識が	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第9号 5番 五十嵐恵千子	(続) 2. 自転車の交通安全対策促進を	<p>ある場所での一時不停止が最も多く、走行中にスマートフォンなどを使用する「ながら運転」と合わせると約7割となっています。</p> <p>(1) 刑事手続きに移行する赤切符摘発件数、青切符交付件数、指導警告件数など、本市の現状と課題について伺います。</p> <p>(2) 自転車の交通安全教室や交通安全教育の実施について、本市の現状と課題を伺います。</p> <p>(3) 自転車の幼児用座席にさせられる子どもは「就学前」までとしている規定について、本市においても緩和を求める声が寄せられていますが、先般、国家公安委員長が記者会見にて「見直しの可否の検討を進める」と述べていました。埼玉県の様子や本市のお考えについて伺います。</p> <p>(4) 複数の市民から「横断歩道・停止線・路側帯・路面標示が消えかかっている箇所や既に消えている箇所が多数ある。早期の復旧・補修を」と、ご要望をいただいています。路面標示の状況調査やライン引き直しはどのように実施されているのか、市の取り組みについて伺います。</p>	市長 担当部長
通告第10号 10番 加藤 克明	安心・安全のまちづくり	<p>「自転車への交通反則通告制度」導入に伴う市民への周知について            令和8年4月より、自転車利用者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。</p> <p>昨年度、吉川警察署管内では自転車関連死亡事故が3件、高齢者関連死亡事故が5件発生しており、市民の生命と身体を守る交通安全対策のさらなる推進が求められています。</p> <p>また、埼玉県は全国でも有数の自転車利用県であり、本市も平坦な地形で自転車利用率が高い地域特性を有しております。</p> <p>さらに、今後は高齢化の進展に伴い、運転免許証を自主返納した高齢者が自転車を利用する機会も増加すると考えられます。</p> <p>このような状況を踏まえ、市民が制度内容や交通ルールを正しく理解し、安全に自転車を利用できる環境づくりが重要であると考えます。そこで市の見解をお伺いします。</p> <p>(1) 市は自転車への交通反則通告制度導入について、どのように認識しているか。</p> <p>(2) 制度導入に伴う市民への周知・啓発はどのように行っているか。</p> <p>(3) 交通反則通告制度の対象となる主な違反行為や自転車利用ルールをまとめた冊子・ガイドブック等を作成し、市民へ配布してはと考えるが如何か。</p>	担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	1. 住宅改修費補助制度の周知方法と制度内容の見直しを	<p>吉川市では、市内の施工業者を利用した住宅リフォームの工事費の一部を補助する制度が設けてあります。主に、屋根や外壁の補修、舗装、浴室やトイレ改修、二重サッシ改修工事のような住宅の省エネルギーを目的とした改修費も対象となっております。先日、市民の方からこの住宅改修費補助制度について「1980 年から吉川市内に住んでいるが、補助制度があること自体、知らなかった」といった声をお聞きしました。</p> <p>近隣の八潮市では住宅改修補助制度は、これまで「1 回限り」だった利用制限が 2026 年度から緩和され、前回利用から 5 年が経過していれば 2 回目の申請が可能となりました。市民の継続的な住環境の維持を後押しするため、制度内容が見直しされています。</p> <p>以下についてお聞きします。</p> <p>(1) 吉川市住宅改修費補助制度については市民の皆さんに十分周知を徹底されていますか。</p> <p>(2) 制度を知らない方がいるのであれば、更なる周知の考えはありますか。</p> <p>(3) 現在の申し込み状況と、昨年度制度を利用された方の人数と利用出来ない方の人数は。</p> <p>(4) 吉川市住宅改修費補助制度の利用は 1 回までとなっています。八潮市と同様に 1 回目の利用者を優先し予算拡充をおこないながら 2 回目も利用出来るような見直しの考えは。</p>	市長 担当部長
	2. 女性トイレの拡大、環境改善で女性の働きやすい環境づくりを	<p>国土交通省は、2025 年 11 月から「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会」を開催されました。資料では、「利用するために行列に並ばなければならない」を選択した割合は女性の方が多く、駅や駅以外の交通施設、大規模商業施設では、半数近くのにのぼっています。原因としては、駅や駅以外の交通施設の平均便房数が男性用(大+小)を 1 とした場合、女性用便座の比率が低いことが挙げられています。</p> <p>先日、「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関するガイドライン(案)」が発表されました。ガイドラインは、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの行列問題の改善に向けた対応方針を示すものです。</p> <p>具体的には、トイレの設置数に関する「基準のあり方」、その基準の「適用のあり方」、その他の「行列改善に向けた取組」の 3 つの内容について対応方針を示しています。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 11 号 7 番 飯島 正義	(続) 2. 女性トイレの拡大、環境改善で女性の働きやすい環境づくりを	以下についてお聞きします。 (1) ガイドラインが発表され、今後吉川市内でおこなわれるイベント開催時の市民交流センターおあしす、中央公民館、総合体育館の女子トイレの行列改善に向けて、新たな取り組みの考えはありますか。 (2) 女性の社会進出等によって利用者構成も変わってきています。例えば、行列改善に向けてトイレの空き状況の可視化などの取り組みの考えはありますか。	市長 担当部長
	3. 吉川市平和都市宣言の塔(記念碑)設置を	吉川市が昭和 62 年(1987 年)に議会決議のもと制定された「吉川市平和都市宣言」の理念を広く市民や来訪者に周知し、次世代へ平和の尊さを継承するため、吉川美南駅または吉川駅の駅前広場などに「吉川市平和都市宣言の塔(記念碑)」を設置することを提案します。 吉川市におかれましては、例年「戦没者追悼式・平和のつどい」の開催や平和バスツアーの実施など、市民の平和意識向上のために多大なご尽力をされていることに深く敬意を表します。 駅前には、通勤・通学の市民をはじめ、市外からの来訪者など、毎日多くの人々が行き交う「市の玄関口」です。この場所に吉川市平和都市宣言の塔を設置することにより、平和への意識を高める機会が生まれてくると考えます。また、吉川市が平和を希求する文化的で安心・安全な街であることを対外的に強くアピールするシンボルともなります。市の見解を求めます。	市長 担当部長
通告第 12 号 19 番 吉川 敏幸	1. 市民が安心できる資材置き場等の適正管理について	近年、全国の資材置場やスクラップヤードにおいて、本来の目的を逸脱した不適切な土地利用が散見されます。埼玉県の資料によれば、令和 5 年 2 月時点でスクラップヤード数は雑品、金属のみ、プラスチックのみなどで総数 229 件となっています。そして、地域住民からの苦情と不安として、騒音・振動 63 件、飛散・流出 31 件、悪臭 17 件、油汚染 7 件、水質汚濁 4 件、崩落・倒壊 11 件、火災 25 件となっています。本市においても昨年 11 月にはヤード火災があったことは記憶に新しいところであり、市民からも「何が行われているか分からず不安だ」との声が上がっており、将来にわたる安心な生活基盤を整備するため、以下の点について見解を伺います。 (1) 国内の一部のヤードにおいて、周囲を高い塀で囲い、内部で盗難車の保管や解体や転売、不正輸出などが行われている疑い、あるいは山羊等の動物を多頭飼育するなど、周辺住民に不安や悪臭等の被害を与える「無法地帯化」した施設が指摘されています。市内のヤード施設数と実態を伺います。	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 12 号 19 番 吉川 敏幸	(続) 1. 市民が安心できる資材置き場等の適正管理について	<p>(2) 川口市では、県の条例施行後に既存の施設や 100 ㎡超の小規模施設までを規制対象とし、市独自の許可制を導入しました。本市においても、さいたま市、川口市、越谷市のように、犯罪の温床化を防ぐための「警察官による立入検査」や、生活環境悪化を防ぐための「厳格な保管基準」を設けた、実効性の高い独自条例を制定すべきと考えますが、市の見解を伺います。</p> <p>(3) 「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」が令和 7 年 1 月 1 日に施行されました。県条例では、既存業者に対し令和 7 年 6 月 30 日までの届出を求めています。届出があった既存ヤードの情報は県から本市へ下りてきていますか。また、この期間中に届出をしなかった業者がいた場合、市で把握することは出来ますか。把握していたら、その後、どのように対応したのかを伺います。</p> <p>(4) 不適正業者への共同対処と土地所有者の責任について「無法地帯」を生ませないためには、事業者だけでなく土地所有者の責任（不適切な貸し出しの禁止）も重要だと考えます。県や警察と連携した共同パトロールの実施や、土地所有者への啓発について、今後の具体的な計画を伺います。</p>	市長 担当部長
	2. 外国人材の適正な受入れと不法就労対策について	<p>近年、技能実習制度や特定技能制度の拡大により、全国的に外国人労働者が増加しています。本市においても、地域経済を支える重要な担い手として多くの外国人が生活し、就労しています。</p> <p>その一方で、出入国在留管理庁の資料によれば、技能実習生の失踪者数は令和 4 年で 9,006 人、5 年で 9,753 人、6 年で 6,510 人となっており、各年の失踪者のうち令和 7 年 5 月 14 日時点においても所在が不明となっているのが、令和 4 年で 2,307 人、5 年で 2,983 人、6 年で 2,951 人となっています。全国では失踪した技能実習生による不法就労や、労働関係法令違反をはじめとする様々な問題が指摘されています。また、言語や文化の違いから地域社会との摩擦が生じる事例も見受けられます。</p> <p>日本の法律を守り、日本の歴史・伝統・文化を尊重しながら真面目に働く外国人材は地域社会にとって大切な存在であると考えます。しかし、そのような外国人の方々が安心して生活し働ける環境を守るためにも、不法就労や制度の悪用については厳正に対処しなければならないと考えます。</p> <p>そこで、以下について伺います。</p> <p>(1) 技能実習生や特定技能外国人に関し、本市が把握している課題及び相談状況について伺います。</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 12 号 19 番 吉川 敏幸	(続) 2. 外国人材の適正な受入れ と不法就労対策について	(2) 不法就労防止に向けた国、県、警察及び関係機関と市の連携状況について伺います。 (3) 真面目に働く外国人材が地域社会の一員として活躍できる環境づくりと、不法就労対策を両立させるための本市の考え方について伺います。 (4) 茨城県において不法就労防止に関する条例制定の動きが報じられていますが、本市として外国人の適正な受入れ及び不法就労防止に関する条例制定の必要性についてどのように考えているのか伺います。	市長 担当部長
通告第 13 号 16 番 岩崎小百合	1. 多様性を認め合い誰もが 自分らしく生きる地域社 会について	2023 年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称：LGBT 理解増進法）」が成立し、性の多様性に関する社会的取り組みが進む一方で、依然として LGBTQ 当事者は困難や生きづらさを抱えています。安心して暮らしていく為の支援体制について、現状と今後の取り組みについて伺います。 (1) 多様性を認め合い誰もが自分らしく生きる地域社会の実現に向けた取り組みについて伺います。 ①本市における「多様性を認め合う社会づくりとジェンダー平等の推進」の考え方について。 ②職員の人権研修（LGBTQ を含む）の内容について。 ③窓口の相談体制と、相談件数について。 ④市の LGBTQ の理解を深める為の取り組みと周知・啓発について。 ⑤当事者が安心して利用できる居場所づくりの検討について。 ⑥LGBTQ など性的マイノリティを理解し、支援する身近な理解者「Ally（アライ）」を増やすための取り組みについて。 (2) 認定 NPO 法人 Re Bit（リ ビット）が行った「LGBTQ 子ども・若者調査 2025」では、12～34 歳の当事者 約 5 千人の調査が公開されており、学校・家庭・地域で深刻な困難に直面していることが明らかになっています。「普段からセクシュアリティについて安心して話せる相手や場所がない」と答えた 10 代は約 4 割で、安心できる相談先の有無が自殺念慮、自殺未遂、自傷行為に影響していることが分かりました。小学校の保健体育の教科書には、LGBTQ や多様な性に関して掲載が進められてきましたが、「小学校の保健体育の授業で性的指向や性自認の多様性について教わった」と答えた中学生は 3 割にとどまる結果となっています。 ①市教育委員会の LGBTQ の理解を深める為の取り組みと、周知・啓発につい	市長 教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 13 号 16 番 岩崎小百合	(続) 1. 多様性を認め合い誰もが自分らしく生きる地域社会について	て。 ②教職員の人権研修 (LGBTQ を含む) の内容について。 ③児童生徒の多様な性に関する学びについて。 ④児童生徒の相談体制について。	市長 教育長 担当部長
	2. 小学校の統廃合と、旭地区の地域コミュニティーについて	<p>旭地区は人口減少が続き、児童生徒数も減少していますが、旭小学校は地域コミュニティーの中核となっています。前回 3 月議会で市教育委員会から「旭小学校と関小学校を令和 10 年度を目途に統合する方向」とのご答弁がありその後、大変多くの問い合わせやご意見が寄せられており賛否両論様々な声が挙がっています。</p> <p>文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引には、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれると記されています。以上を踏まえ、小学校の統廃合と、旭地区の地域コミュニティーについて見解を伺います。</p> <p>(1) 児童・生徒、保護者、地域住民への説明や協議について</p> <p>①市および教育委員会が、これまで児童・生徒、保護者、地域住民に対して実施してきた説明や協議についてそれぞれお聞かせください。</p> <p>②PTA が行ったアンケート結果について。(対象・人数、内容)</p> <p>③今年 2 月に行った子ども達への聞き取りの目的についてお聞かせください。どのような方法で実施し(対象・人数、内容)、結果をどのようにまとめ公表しましたか。また、子どもの権利条約の 4 つの原則の「子どもの意見の尊重」では、子どもは自分に関係のある事柄について、自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する、とあります。子どもの意見表明権を十分に考慮した聞き取りとなっていたのか伺います。</p> <p>④前回 3 月議会で市教育委員会は「児童・生徒、保護者、地域住民に対して統廃合にあたり改めてアンケートを行う予定はない」とのご答弁でしたが、実施をしない理由をお聞かせください。</p> <p>⑤今月 5 月 19 日に、旭自治連合会・定例会開催前に行われた市教育委員会の説明について伺います。行われた経緯と説明の内容、出席者数とどのような質疑応答があったのかお聞かせください。参加者からのご意見に対して、市教育委員会としてどのように受け止め、協議しましたか。また、今後協議の予定はありますか。</p> <p>⑥今月 5 月 30 日に、関小学校の保護者向けに行われた学校再編に関する説明会の出席者数とどのような質疑応答があったのかお聞かせください。</p>	市長 教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 13 号 16 番 岩崎小百合	(続) 2. 小学校の統廃合と、旭地区の地域コミュニティーについて	<p>⑦市教育委員会として、児童・生徒、保護者、地域住民に対する説明会や、旭小学校の統廃合に関する協議ができるような意見交換会やアンケートが必要と考えますが、ご見解を伺います。</p> <p>(2) 旭地区の地域コミュニティーの今後の在り方について</p> <p>①旭地区の衰退を心配する声が届いています。これまで、旭小学校校庭の遊具設置や、三世同居等支援補助事業、市民農園管理運営事業、該当する方へのタクシー利用料金の一部補助事業、など様々な事業に取り組んでこられました。統廃合の議論と並行してこの他にも旭地区の地域コミュニティーの活性化に繋がる施策は検討されているのかお聞かせください。</p> <p>②旭地区の魅力発信についてどのように考え検討されているのか伺います。</p>	市長 教育長 担当部長
通告第 14 号 17 番 岩田 京子	1. ビヨンド SDGs 時代に向けた吉川市の SDGs 政策の検証	<p>2015 年に国連で採択され、2030 年を目標とする SDGs は、いまや世界の共通言語として広く浸透し、日本でも 9 割以上がその名を知るまでになりました。しかし国連の最新報告では、169 ターゲットのうち達成軌道に乗っているのはわずか 17% とされ、多くの目標が停滞、あるいは後退しています。こうした現実を受け、国際社会ではすでに「SDGs の次」を見据えた ビヨンド SDGs (Beyond SDGs) の議論が始まっています。</p> <p>市では SDGs を掲げて 8 年目となりますが、現状の取組みがどこまで成果につながっているのか、またビヨンド SDGs 時代に向けた準備ができているのか、検証が必要です。以下について伺います。</p> <p>(1) 市では SDGs の中間達成をどのように評価しているのでしょうか。また、成果表への掲載を途中でやめた理由、取組みの把握方法、結果の評価方法、市民への「見える化」の現状について伺います。</p> <p>(2) 国連や専門機関では、SDGs を理解する際の基本として「SDGs ウェディングケーキモデル」が示されています。これは「環境」を基盤に、その上に「社会」さらにその上に「経済」が成り立つという階層構造であり、SDGs の本質である統合的思考 (Integrated Thinking) の前提となる考え方で、この構造を理解した上で、政策判断を行うことが求められています。</p> <p>① 市は統合的思考をどのように培っているのか。職員研修、政策立案プロセス、部局横断の議論など、具体的な取り組みを伺います。</p> <p>② SDGs 推進検討委員会は統合的思考の実践の場として機能していますか。成果・課題、今後の方向性を伺います。</p> <p>③ SDGs を掲げてから 8 年目となりますが、SDGs ウェディングケーキの基盤</p>	市長 教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 14 号 17 番 岩田 京子	(続) 1. ビヨンド SDGs 時代に向けた吉川市の SDGs 政策の検証	<p>でもある環境ターゲットへの取組みはどれだけ増やせましたか。定量的・定性的な評価を伺います。</p> <p>④ これまで「ウェディングケーキは一つのモデルに過ぎない」「市はバランスよく取り組む」との答弁を繰り返してきたが、今も考えは変わりませんか。もしそうだとしたら、どのようなモデルを採用して、環境・社会・経済の関係性の整理をしているのかをお示し下さい。</p>	市長 教育長 担当部長
	2. 関係省庁が増えた「香害啓発ポスター」、所管課の対応は	<p>国はこれまで、香害（香りによる健康被害）について、消費者庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・環境省の 5 省庁で啓発を行ってきましたが、今年度からこども家庭庁・国土交通省が加わり、7 省庁体制へ拡大しました。これは、香害が教育・保育・医療・交通・消費者安全・環境・産業にまたがる複合的な健康課題であることを国が明確に認めたことを意味します。本市でも、国の動きに合わせた体制整備が求められています。</p> <p>(1) 国が 5 省庁から 7 省庁へ拡大した理由を、市としてどのように理解していますか。特に、子ども・教育分野（こども家庭庁）、公共交通分野（国土交通省）が新たに加わった背景を、市はどのように受け止めているのかお示し下さい。</p> <p>(2) 国が関係分野を広げたことを踏まえ、本市では香害に関係する担当課をどのように整理していますか。どの課が所管し、どの課が連携すべきと認識しているのか伺います。</p> <p>(3) 各担当課は、自分の所管の中で「できること」の整理をしていますか。している場合は内容を、していない場合は今後整理する考えがあるか伺います。            特に以下の項目について、具体的な取組みの有無を伺います。</p> <p>①公共施設での香料自粛の呼びかけ            ②子育て支援施設・学校での注意喚起            ③職員研修による香害への理解の深化            ④バス・公共交通での啓発            ⑤スーパー・店舗などへの啓発            ⑥消費者教育での情報提供</p> <p>(4) 令和 5 年 7 月 15 日、厚生労働省は医療機関・高齢者施設・保育所等に対し、香害に関する啓発依頼を出しています。本市内の該当施設数はいくつあり、そのうちどの程度の施設で啓発に協力いただけたのか伺います。</p>	市長 教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 14 号 17 番 岩田 京子	3. みわのえこどもの杜の整備と環境教育	<p>大沢雄一居宅跡地を活用し、5年の歳月を経て、今年3月20日にオープンとなりました。以下について伺います。</p> <p>(1) 公園整備の総費用をお聞かせください。その内、森林環境譲与税はいくらになるのでしょうか。また、森林環境譲与税の成果をどのように評価していますか。</p> <p>(2) いくつかの環境団体の方々と見学をしたところ、環境教育をさらに充実させるための公園の設えとして、下草の生えた生き物ゾーンや土壌形成が分かる堆肥ゾーンなどがあるといいのではないかと、また隣接する田んぼを活用してビオトープを作られたらいいのではないかとのご意見を賜りました。市の見解を伺います。</p> <p>(3) 環境教育をやるとのことですが、具体的な教育プログラムはどのようなものですか。</p> <p>(4) 現在、公園内には老朽化した建物が残置され、フェンスで囲われている状態で、3月20日の読売新聞の記事によると、「園内に残る蔵と 祠(ほこら)は、親族の意向で立ち入り禁止となっている」とのことです。以下について伺います。</p> <p>① 5年前の整備開始時に分かっていたことなのか、残置理由と、いつ残置することを決定したのか、今後の予定についてお聞かせください。</p> <p>② 市はこの建物の安全性をどのように評価し、どのようなリスク管理を行っているのか、具体的な調査結果と対応方針を示してください。</p>	市長 教育長 担当部長
	4. 事務事業評価シートのリニューアルについて	<p>本市では行政サービスの安定的な提供と継続的改善により、効果的かつ効率的な行政運営を行い、市民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たしていくことを目的として事務事業評価制度を導入しています。昨年度、行政評価システムの導入とあわせて、事務事業評価シートがリニューアルされました。他自治体の事務事業評価シートの様式を参考としつつ、シート作成に係る職員の事務負担の軽減など、庁内各部署から寄せられた意見やシステム構築上の制約なども踏まえ改善されたということです。以下について伺います。</p> <p>(1) リニューアル後の評価シートでは、優先度・必要性・妥当性・対象者・コスト・達成度を5段階で評価する通知表のようなリストが導入され、シート全体の約4分の1を占めています。数値だけで理由が分からない、コメント欄が極めて少なく評価の根拠が伝わらない、レーダーチャートで可視化されているためリストとの重複感がある、記入者の負担軽減にはなっても客観的理</p>	市長 教育長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 14 号 17 番 岩田 京子	(続) 4. 事務事業評価シートのリニューアルについて	<p>解や改善にはつながりにくいという課題があると思います。この5段階評価方式を導入した目的と、コメントが少ないことによる課題をどのように認識しているか、また、評価の根拠を示すコメント欄を設ける考えがあるか併せて伺います。</p> <p>(2) リニューアル後の「改革・改善の確認」の3つの主要項目の一つに「受益者負担適正化の余地」が一番に挙げられています。しかし、市の事業の多くは公的性格が強く、受益者負担の余地がそもそも存在しないものが多いです。「受益者負担適正化の余地」が「有り」と判断された事業は、全体のうちのどの程度あったのか。割合・件数をお示してください。</p> <p>(3) 受益者負担は、主に公共施設の利用料、事業参加費などが考えられます。そのため、改革・改善の最上位にこの項目が置かれていることに違和感があります。以下について伺います。</p> <p>①この項目を改革・改善の主要項目として位置づけるにあたり、行政内部でどのような議論があったのか説明を求めます。</p> <p>②受益者負担を議論するのであれば、「公共施設の使用料等の設定基準」を整備し、それぞれの公的必要性・収益可能性・市民負担の公平性について各課の判断ではなく全体として整理する必要があるのではないのでしょうか。ご所見を伺います。</p> <p>(4) 2025年9月議会での改善依頼に対し、「来年度の事務事業評価シートを作成するタイミングまでの機会を捉えまして、各課に周知の上、意見集約を図りながら対応したい」とのご答弁がありましたが、意見集約の具体的な内容と、現時点での評価と課題、令和7年度分の作成に向けた対応について伺います。</p>	市長 教育長 担当部長
通告第 15 号 13 番 宮窪 雅一	外国法制度を踏まえた、職員採用基準と情報管理体制の在り方について	<p>先般、国会において国会議員の帰化歴の公表の在り方が議論されました。帰化直後の方に対して、選挙権や被選挙権を含む公権力行使の資格が一律に付与されることについて、制度上の課題が指摘されています。</p> <p>これは国の制度に関わる問題ではありますが、地方自治体においても、住民情報、税情報、福祉情報、危機管理情報など極めて機密性の高い情報を扱う職員を採用・配置している以上、同様の観点から制度の点検と今後の在り方を検討していく必要があると考えます。</p> <p>また、外国法制度に起因するリスクについても、将来的な検討課題として認識しておく必要があります。中国には国防動員法(2010年施行)および国家情報法(2017</p>	市長 担当部長

質問者	質問事項	質問要旨	答弁を求める者
通告第 15 号 13 番 宮窪 雅一	(続) 外国法制度を踏まえた、職員採用基準と情報管理体制の在り方について	<p>年施行)が存在し、国外在住の中国籍者に対しても協力義務を課す規定があります。さらに、これらの法律が恣意的に運用され、**帰化後一定期間(特に3年以内・5年以内)**の方に対しても影響が及ぶ可能性が指摘されています。</p> <p>こうした外国法制度に起因する外部からの働きかけリスクについても、本市として将来的にどのように備えるべきか、検討が必要であると考えます。</p> <p>以上を踏まえ以下について伺います。</p> <p>(1)今後、外国籍住民や帰化者が増加する中で、帰化歴の扱いについて制度的に検討する必要があると考えます。本市として、将来的にどのように位置づけるべきと考えているかお示してください。</p> <p>(2)国籍要件は自治体の裁量で設定可能な部分もあります。国の基準を踏まえつつ、社会情勢の変化(情報セキュリティの重要性向上等)に応じて見直すことも考えられます。本市として、国籍要件の在り方をどのように考えているかお示してください。</p> <p>(3)現行制度では、外国籍期間中の活動歴や所属団体等を確認する仕組みはありません。しかし、自治体が扱う情報の機密性を踏まえると、一定の身元確認の強化を検討する余地があると考えます。今後、身元確認の在り方について検討する可能性はあるかお示してください。</p> <p>(4)外国法制度に起因するリスクについて、現時点で具体的事例はないものの、リスク管理は事例発生前の備えが重要です。本市として、情報収集やリスク評価を将来的にどのように進めていく考えかお示してください。</p> <p>(5)機密性の高い部署への配置について、現行では国籍や帰化歴を基準とした仕組みはありませんが、情報管理の重要性は年々高まっています。今後、配置基準について、より広い観点から検討する考えがあるかお示してください。</p> <p>(6)国籍差別に該当しない範囲で、情報管理研修の強化や適性評価の導入など、追加的な管理策は導入可能です。本市として、今後こうした情報管理策を検討する考えがあるかお示してください。</p>	市長 担当部長